

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>外国為替証拠金取引 のリスクおよび財産 の管理方法等重要事 項について</p>	<p>7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。</p> <p>カバー取引先（平成 20 年 12 月 <u>22</u> 日現在）</p> <p>ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p>ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁</p> <p>バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC） 銀行業/イギリス金融庁</p> <p>株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁</p> <p>ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort (Japan)Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁</p> <p><u>U B S 銀行東京支店</u> <u>（UBS AG, Tokyo Branch） 銀行業/日本 金融庁</u></p>	<p>7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。</p> <p>カバー取引先（平成 20 年 12 月 <u>1</u> 日現在）</p> <p>ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p>ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁</p> <p>バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC） 銀行業/イギリス金融庁</p> <p>株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁</p> <p>ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort (Japan)Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁</p>
<p>2. 口座開設について</p>	<p>② 弊社が定める基準を満たしていること。弊社の基準の主なものは以下のよう になっております。 （個人のお客様の場合） ●ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。</p>	<p>② 弊社が定める基準を満たしていること。弊社の基準の主なものは以下のよう になっております。 （個人のお客様の場合） ●ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ●弊社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。 ●ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。 ●日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人であること。 ●本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。 ●マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。 <p>※ 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。 ●<u>外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。</u> ●その他弊社が定める基準を満たしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●弊社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。 ●ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。 ●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。 ●日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人であること。 ●本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。 ●マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。 <p>※ 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。 ●<u>金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。</u> ●その他弊社が定める基準を満たしていること。
--	--

12. 注文の種類

種類	説明
リアルタイム注文 (PCのみ)	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。取引可能な価格が常に表示・自動更新され、表示中の取引価格をクリックすることでその取引価格での注文をし、約定することができます。但し、注文中における取引価格の変動によっては、約定しない場合がございます。
マーケット注文 (携帯のみ)	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能な価格が提示され、その価格での取引が成立します。但し、注文中における取引価格の変動によっては、約定しない場合がございます。
指値注文	価格を指定する注文方法です。
逆指値(ストップ)注文	指定した価格以上で買う、又は指定した価格以下で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める際に便利です。このとき、弊社の指定により、逆指値(ストップ)注文が行えない範囲(5 銭相当額、ユーロ米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、0.0005 米ドル相当額)がございます。
IFD (If Done) 注文	予め新規注文と決済注文の価格を指定して、同時に発注しておく注文方法。新規注文が約定した後、予め指定した価格で決済注文ができるため、利益や損益を確定することができます。
OCO注文 (One side done then Cancel the Other order)	2つの注文を同時に出しておき、一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文方法。新規注文の同時発注および、決済注文の同時発注が可能となります。価格がどちらかに振れようとしている際に、利益や損失を予め決めることが可能となります。
IFO (IFD+OCO) 注文	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。予め新規注文の価格を指定すると同時に、決済注文で2つの注文を同時に発注すること

種類	説明
リアルタイム注文 (PCのみ)	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。取引可能な価格が常に表示・自動更新され、表示中の取引価格をクリックすることでその取引価格での注文をし、約定することができます。但し、注文中における取引価格の変動によっては、約定しない場合がございます。
マーケット注文 (携帯のみ)	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能な価格が提示され、その価格での取引が成立します。但し、注文中における取引価格の変動によっては、約定しない場合がございます。
指値注文	価格を指定する注文方法です。
逆指値(ストップ)注文	指定した価格以上で買う、又は指定した価格以下で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める際に便利です。このとき、弊社の指定により、逆指値(ストップ)注文が行えない範囲(5 銭相当額、ユーロ米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、0.0005 米ドル相当額)がございます。
IFD (If Done) 注文	予め新規注文と決済注文の価格を指定して、同時に発注しておく注文方法。新規注文が約定した後、予め指定した価格で決済注文ができるため、利益や損益を確定することができます。
OCO注文 (One side done then Cancel the Other order)	2つの注文を同時に出しておき、一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文方法。新規注文の同時発注および、決済注文の同時発注が可能となります。価格がどちらかに振れようとしている際に、利益や損失を予め決めることが可能となります。
IFO (IFD+OCO) 注文	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。予め新規注文の価格を指定すると同時に、決済注文で2つの注文を同時に発注すること

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="358 145 577 464">成行決済注文</td> <td data-bbox="577 145 1209 464">その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時（決済に限る）に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。 レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="358 464 577 635">全決済注文</td> <td data-bbox="577 464 1209 635">通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。 <u>レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。</u></td> </tr> </table>	成行決済注文	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時（決済に限る）に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。 レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。	全決済注文	通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。 <u>レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1232 145 1451 464">成行決済注文</td> <td data-bbox="1451 145 2076 464">その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時（決済に限る）に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。 レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 464 1451 635">全決済注文</td> <td data-bbox="1451 464 2076 635">通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。</td> </tr> </table>	成行決済注文	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時（決済に限る）に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。 レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。	全決済注文	通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。
成行決済注文	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時（決済に限る）に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。 レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。									
全決済注文	通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。 <u>レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。</u>									
成行決済注文	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時（決済に限る）に、お客様が決済注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立する成行での決済注文方法です。 レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございます。									
全決済注文	通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。									
12. 注文の種類	<p>※リアルタイム決済注文、成行決済注文、<u>通貨毎全決済注文</u>及び全決済注文時に、未約定の指値（逆指値）決済注文がある場合には、注文中の決済注文を取消して、決済を行います。<u>インターバンクからのレート配信が停止されている、500万通貨単位を超える通貨ペアがある、もしくは弊社システムメンテナンス中である等によりリアルタイム決済注文、成行決済注文、<u>通貨毎全決済注文</u>及び全決済注文が成立しなかった場合でも、注文の取消は行われる場合がございますのでご注意ください。</u></p> <p><u>※通貨毎全決済注文とは、お客様が保有するポジションについて、通貨ペア毎かつ売買別のポジションを一括で成行で決済する注文方法です。</u></p>	<p>※リアルタイム決済注文、成行決済注文、及び全決済注文時に、未約定の指値（逆指値）決済注文がある場合には、注文中の決済注文を取消して、決済を行います。リアルタイム決済注文、成行決済注文、及び全決済注文が成立しなかった場合でも、注文の取消は行われる場合がございますのでご注意ください。</p>								

<p>17. 取引数量上限 (ポジション保有の上限 / 注文数量の上限)</p>	<p>お客様が一度に保有することのできるポジション (建玉) の総数の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、4,000 万通貨単位とします。</p> <p>また、お客様の 1 回の注文数量 (新規及び決済を含みます。) の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、<u>通貨ペア毎で 500 万通貨単位とします。</u></p> <p><u>※ 全決済注文・成行決済注文実行時に、お客様が 500 万通貨単位を超える通貨ペアを保有している場合には、全決済注文は成立せず、その他の通貨ペアも 500 万通貨単位を超えるか否かに関わらず決済されませんので、ご注意ください。</u></p>	<p>お客様が一度に保有することのできるポジション (建玉) の総数の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、4,000 万通貨単位とします。</p> <p>また、お客様の 1 回の注文数量 (<u>注文及び決済を含みます。</u>) の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、500 万通貨単位とします。</p> <p><u>但し、全決済 (お客様が保有する全てのポジション又は通貨ペア毎かつ売買別のポジションについて一括で決済の指示ができる注文方法) を行う場合、前述の注文数量の上限に関わらず一括で決済の指示を行うことが可能です。</u></p> <p><u>全決済においては、お客様が注文を指示し、システムがその注文を認識したタイミングでの取引可能な価格がそのまま取引価格として取引が成立します。</u></p> <p><u>(いわゆる「成行」での注文となります。) レートの変動が大きいときにはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で取引が成立する場合がございますので、ご注意下さい。</u></p>
<p>19. スワップポイント</p>	<p><u>※ 天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、外貨事情の急変又は相場の急変等の事由により、短期金利市場等が急激に変動する等の事態が発生した場合には、弊社提示した当該スワップポイントを変更する場合があります。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>29. ロスカットルール</p>	<p>さらに、証拠金維持率が 20%※1 (ロスカットライン) を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション (建玉) を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。なお、ロスカットによって、有効証拠金が 0 円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時までには当該不足金を外貨 ex 口座に差入れて頂く必要があります。<u>その際、お客様のロスカットされるポジションの約定レート (ロスカ</u></p>	<p>さらに、証拠金維持率が 20%※1 (ロスカットライン) を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション (建玉) を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。なお、ロスカットによって、有効証拠金が 0 円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時までには当該不足金を外貨 ex 口座に差入れて頂く必要があります。</p>

	<p><u>ットレート)は、弊社システムが当該ポジションを確認した時点のレートではなく、当該ポジションをロスカット処理した時点のレートとなります。そのため、ロスカットレートは必ずしも証拠金維持率が20%※1時点のレートとは限らず、これを下回る場合もございます。</u></p>	
<p>30. 不足金について</p>	<p>外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション（建玉）の決済等による損金額が預り資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は弊社の請求により不足金を外貨 ex 口座にご入金して頂く必要があります。弊社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。</p> <p><u>お客様の合計資産が0円を下回った（マイナスになった）場合には、たとえ評価損益が0円以上の場合であっても、お客様はただちに入金もしくは保有するポジションを決済する等により当該合計資産を0円以上の状態にしなければならぬものとします。</u></p>	<p>外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション（建玉）の決済等による損金額が預り資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は弊社の請求により不足金を外貨 ex 口座にご入金して頂く必要があります。弊社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。</p>